

意見書第14号

住宅リフォーム助成制度を求める意見書

地域経済が疲弊する中、地場中小零細企業の仕事づくり、仕事起こしの制度として、住宅リフォーム助成制度が注目を集めている。この制度は、住民が地元建設業者等に依頼して住宅リフォームを行った場合、その経費の一部を自治体が助成することにより、住民の居住環境を改善させるとともに、中小零細業者へのリフォーム工事を喚起し、地域経済を活性化や雇用改善に寄与しようとするものである。

都道府県段階では全国で初めて、秋田県がことし3月から、住宅の増改築・リフォーム工事に助成する「住宅リフォーム緊急支援事業」を創設している。同事業は、住宅リフォーム工事費の10%(上限20万円)を助成するもので、工事費50万円以上で県内に本店を置く建設業者等の施工が対象、3月から対象戸数7千戸、12億6千万円を予算化した。本制度は県民から大歓迎を受けて、7月30日現在で当初の予定戸数を超える7,769戸の申請となっている。また、この制度は、通常10倍から20倍の波及効果を生むといわれている。

このように、住環境の改善、地域経済の活性化、雇用の創出など、大きな経済効果が期待される住宅リフォーム助成制度を愛知県も設けることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

愛知県武豊町議会 議長 小山茂三

【提出先】
愛知県知事